

適正な価格転嫁のために 中小企業が知っておくべきこと

～令和8年1月、下請法は取適法（とりてきほう）へ～

近年、労務費や原材料費等が高騰する中、自社の利益を守り、持続的に事業を継続していくためには、取引条件の見直しや適正な価格転嫁が避けて通れません。

このような中、下請事業者の利益保護を目的とする「下請法」は、令和8年1月に「取適法（とりてきほう）」へと改正されます。従来の取引に加えて特定運送委託が適用対象に追加される他、適切な協議を経ない一方的な価格決定の禁止や、手形による支払禁止など、企業活動に大きく影響を及ぼす内容が盛り込まれています。さらに、勧告可能範囲が見直され、発注者が受領拒否や支払遅延等をした場合のリスクが高まっている点にも留意が必要です。

本研究会では、改正法の概要を踏まえつつ、適切に価格転嫁を行うために取引において留意すべきポイントについて解説します。

発注側・受注側ともに必見の内容ですので、この機会にぜひご受講ください。

昔作った契約書を、
今もそのまま使って
いませんか？

「発注者に従わなければ
ならない」と思って
いませんか？

社長が現場の実態を
知らないまま、取引を
続けていませんか？

「うちの取引、今のままでいいの？」と思ったら、ぜひ見直しを！

講 師

弁護士法人萩原 鹿児島シティ法律事務所

はぎはら たかし

代表弁護士 萩原 隆志 氏

【プロフィール】

鹿児島県鹿児島市出身。2003年東京大学法学部卒業。弁護士歴21年目。

企業コンプライアンスに関する第三者委員会、企業研修などの危機管理・企業法務を提供すると共に、製造委託契約、業務委託契約、取引基本契約等に関する助言を行う企業の顧問弁護士を数多く務める。

また、企業、個人の代理人、法務アドバイザーとして、事業承継や事業者間取引における問題を解決し、予防する豊富な経験がある。



日 時

11月11日（火）

14時00分～16時00分

場 所

かごしまBizホール
「中会議室」

（鹿児島市城山町1番24号 TEL099-222-9258）



※会館の駐車場はご利用になれませんので、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

お問い合わせ

鹿児島県中小企業団体中央会 組織振興課

TEL 099-222-9258

裏面に
参加申込

適正な価格転嫁のために中小企業が知っておくべきこと
～令和8年1月、下請法は取適法（とりてきほう）へ～

参 加 申 込 書



■FAX 又は 中央会HP からお申込み下さい。

FAX: **099-225-2904**

■お申込み締切

11月4日(火)

団 体 名 :

連 絡 先 :

担 当 者 :

【会場にお越しになる方はこちら↓】

氏 名	所属・役職名

【ZOOMで参加の方はこちら↓】

氏 名	所属・役職名	Emailアドレス

※セミナー開催前に、ミーティングIDとパスワードをご連絡します。